

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護

令和4年10月12日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 だんだんの樹
法人本部所在地	〒245-0004 横浜市泉区領家2-6-1
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	服部 恵津子
設立年月日	平成13年7月27日
電話番号 FAX	045-815-2516 045-392-7475
事業概要	(介護予防) 訪問介護・居宅介護支援 有償活動・居宅介護(障害者自立支援) 小規模多機能型居宅介護 地域ボランティア

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能事業所 だんだん
指定番号	神奈川県 1493600124 号
所在地	横浜市泉区弥生台27-2
開設年月日	平成22年4月1日
電話番号 FAX	045-392-7474 045-392-7475
管理者の氏名	土田 紋子
サービス提供地域	泉区：弥生台、西が岡、桂坂、新橋町、岡津町、領家 白百合、緑園池の谷、中田町一部、中田東、中 田西、中田南、中田北、和泉町の一部 和泉中 中央南、和泉中央北 戸塚区：上矢部町の一部・鳥が丘・名瀬町の一部 瀬谷区：阿久和南 (事業所から概ね半径5km以内)

3. 事業所の設備概要

建物の構造	木造スレート葺
延べ床面積	183.41㎡
利用定員	登録者：25名 通い：15名 泊まり：5名（内、個室3部屋）
設備	空調設備・エレベーター・台所・居間・個室 トイレ・入浴設備・防火設備・スプリンクラー設備 自動火災報知設備

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境で地域住民との交流の下で、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者が可能な限り居宅に於いてその有する能力に応じ、自立した日常生活が出来るようにサービスを提供します。
運営の方針	小規模多機能性を生かした介護支援を、地域の方々と共に手を携えて行います。また、その方の持てる力に着目し、住み慣れた地域でその方らしい在宅生活が継続できるように、柔軟できめ細かいケアを提供します。

5. 職員体制

従業者の職種	員数	勤務形態
管理者	1名	常勤兼務 (一元的な業務の管理)
介護支援専門員	3名	常勤兼務 3名 (利用者・家族から相談・サービス計画書作成、課題の分析を行う)
看護師	2名	正看護師 常勤専従 1名 (利用者の健康管理) 非常勤専従 1名
介護職員	14名	常勤専従 2名 (日常生活全般の支援、 常勤兼務 3名 利用者・家族の相談受付) 非常勤専従 9名

6. 営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

7. 提供するサービス内容

- 通い : 午前9:00 ~ 午後4:00
 泊まり : 午後4:00 ~ 翌日午前9:00
 訪問 : 24時間

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料の1割、2割または3割が自己負担）

① 小規模多機能型居宅介護サービス

② 短期居宅介護サービス

※ 月額制ですが、以下の場合には日割計算を行います。

ア： 月途中からの登録。

イ： 月途中の解約。

ウ： 短期利用居宅料。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

※ 介護保険の支給限度額を超えるサービスの利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用（全額自己負担）があります。【利用した時に徴収】

※ 食費 … 朝食代 300円

昼食代 700円 おやつ代 100円

夕食代 700円

※ 宿泊代 … 1泊 3,000円

※ オムツ … 実費

※ 行事代 … 実費

※ レクリエーション材料費 … 実費

※ 理美容代 … 実費

※ 個人で特定して使用するもの … 実費

※ 外出ガソリン代（1km毎） … 50円

受診送迎・薬受け取り・買物・理美容院送迎等

駐車料金が発生した場合 … 駐車代実費

※ サービス提供地域外からの利用時ガソリン代

（5km以上、5km毎） … 片道75円

※ その他 … 必要な品物の代金又は現物

必要時家族と相談し決定する。

(4) 支払方法 …… 郵便局振り込みによる

9. 苦情申立窓口

事業所苦情相談 窓口	利用時間	平日	午前9時～午後5時30分
		土日	午前9時～午後5時30分
	利用方法	電話	045-392-7474
		FAX	045-392-7475
		住所	横浜市泉区弥生台27-2
苦情相談担当者 土田 紋子			
法人本部	利用時間	平日	午前9時～午後5時
	利用方法	電話	045-815-2516
		FAX	045-392-7475
		住所	横浜市泉区領家2-6-1
苦情相談窓口担当 服部 恵津子			
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談係)			
	利用方法	電話	045-329-3447
		住所	横浜市西区楠木町27-1
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課指導監査係			
	利用方法	電話	045-671-2356
		FAX	045-550-3615
		住所	横浜市中区本町6-50-10
泉区役所高齢・障害支援課			
	利用方法	電話	045-800-2436
		FAX	045-800-2513
		住所	横浜市泉区和泉町4636-2
瀬谷区役所高齢・障害支援課			
	利用方法	電話	045-367-5714
		FAX	045-364-2346
		住所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
戸塚区役所高齢・障害支援課			
	利用方法	電話	045-866-8452
		FAX	045-881-1755
		住所	横浜市戸塚区戸塚町157-3

(苦情処理)

当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

※担当者が不在の場合、受け付けた職員が所定の様式に記録し、担当者に確実に引き継ぐ

10. 緊急時の対応方法

<p>1 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。</p>		
協力医療機関	医療機関の名称	やよい台クリニック
	院長名	山本 くるみ
	所在地	横浜市泉区弥生台51-12
	電話番号	045-812-0908
	診療科	内科・小児科
	入院設備	無し
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	提携契約締結
	医療機関の名称	石川歯科医院
	院長名	石川 基
	所在地	横浜市泉区弥生台18-13
	電話番号	045-812-0300
	診療科	歯科
	契約の概要	提携契約締結

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、福祉サービス総合補償保険に加入しています。

12. 高齢者虐待防止への取り組み

「高齢者虐待防止、養護等に関する法律」に基づき、高齢者の尊厳を保持し、権利利益の擁護に資する事を目的にして、高齢者虐待防止に努めます。

13. 身体拘束への取り組み

当事業所はサービス提供時「生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合」を除き、身体を自由を奪う身体拘束は行いません。

- (1) 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様

等」という。)を記録します。

- (2) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (3) 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。

1 4. その他運営に関する留意事項

- (1) 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - 継続研修 年 2 回以上実施する。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人だんだんの樹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (5) 事業所全体のサービス内容を検討する会議を年 1 回以上開催する。

1 5. 第三者評価の実施

事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行います。

評価結果については《介護サービス情報公表システム》及び事業所内の掲示により公表します。

直近の開催日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____